

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
<b>2 一般統計調査の承認</b>	5
食品循環資源の再生利用等実態調査（平成26年承認）（農林水産省）	5
障害福祉サービス等経営実態調査（平成26年承認）（厚生労働省）	7
国民年金被保険者実態調査（平成26年承認）（厚生労働省）	8
海外現地法人四半期調査（平成26年承認）（経済産業省）	9
受療行動調査（平成26年承認）（厚生労働省）	10
労使関係総合調査（平成26年承認）（厚生労働省）	12
職種別民間給与実態調査（平成26年承認）（人事院）	15
民間企業における役員報酬（給与）調査（平成26年承認）（人事院）	19
6次産業化総合調査（平成26年承認）（農林水産省）	21
建築物リフォーム・リニューアル調査 平成26年試験調査（平成26年承認）（国土交通省）	25
<b>3 届出統計調査の受理</b>	27
(1) 新規	27
地域ブランドベンチマーク調査（平成26年届出）（福井県）	27
少子化に関する県民意識調査（平成26年届出）（岐阜県）	28
職種別民間給与実態調査附帯調査（平成26年届出）（福井県）	29
北九州市の情報化アンケート調査（平成26年届出）（北九州市）	30
富山県鉱工業指数作成調査（平成26年届出）（富山県）	31
(2) 変更	32
「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査（平成26年届出）（福井県）	32
春季賃上げ要求・妥結状況調査（平成26年届出）（新潟県）	33
夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査（平成26年届出）（新潟県）	34
山口県鉱工業生産動態統計調査（平成26年届出）（山口県）	35
静岡市障がい福祉に関するアンケート調査（平成26年届出）（静岡市）	36
岩手県生産動態統計調査（平成26年届出）（岩手県）	37

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当無し			

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.3.10	食品循環資源の再生利用等実態調査	農 林 水 産 大 臣
H26.3.11	障害福祉サービス等経営実態調査	厚 生 労 働 大 臣
H26.3.17	国民年金被保険者実態調査	厚 生 労 働 大 臣
H26.3.17	海外現地法人四半期調査	経 済 産 業 大 臣
H26.3.24	受療行動調査	厚 生 労 働 大 臣
H26.3.26	労使関係総合調査	厚 生 労 働 大 臣
H26.3.31	職種別民間給与実態調査	人 事 院 総 裁
H26.3.31	民間企業における役員報酬（給与）調査	人 事 院 総 裁
H26.3.31	6次産業化総合調査	農 林 水 産 大 臣
H26.3.31	建築物リフォーム・リニューアル調査 平成26年試験調査	国 土 交 通 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.3.3	地域ブランドベンチマーク調査	福 井 県 知 事
H26.3.17	少子化に関する県民意識調査	岐 阜 県 知 事
H26.3.18	職種別民間給与実態調査附帯調査	福 井 県 人 事 委 員 会
H26.3.26	北九州市の情報化アンケート調査	北 九 州 市 長
H26.3.28	富山県鉱工業指数作成調査	富 山 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.3.10	「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査	福 井 県 知 事
H26.3.20	春季賃上げ要求・妥結状況調査	新 潟 県 知 事
H26.3.20	夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査	新 潟 県 知 事
H26.3.27	山口県鉱工業生産動態統計調査	山 口 県 知 事
H26.3.27	静岡市障がい福祉に関するアンケート調査	静 岡 市 長
H26.3.28	岩手県生産動態統計調査	岩 手 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

【調査名】 食品循環資源の再生利用等実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月10日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 本調査は、食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、再生利用等の状況を明らかにし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成19年11月30日公表。以下「基本方針」という。）に定められた食品循環資源の再生利用等実施率の目標値（平成24年度までに食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%に向上させる。）の達成状況を把握し、法に基づく施策を推進するための資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査の前身である食品ロス統計調査は、食品ロスの抑制を図る観点から、食品廃棄物の実態を把握することを目的として開始されたものであり、調査開始当初の平成12年度では、（1）世帯調査、（2）外食産業調査、（3）食品小売業調査、（4）食品卸売業調査及び（5）食品製造業調査の調査で構成されていた。平成12年6月に食品廃棄物の減量化・再生利用等の促進を目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。同法の施行は13年4月。以下「法」という。）が制定され、農林水産省は、法に基づき、それまでの食品廃棄物の減量化のみならず再生利用の推進にも取り組むこととなったため、翌13年度に、食品産業における食品廃棄物の再生利用の促進を図る観点から、食品産業における食品廃棄物の廃棄状況及び再生利用の状況の把握を目的とした本調査を創設した。本調査は、調査事項の一部に食品廃棄物の廃棄状況が含まれている点で、上記（2）～（5）の調査と関連していることから、これまでの食品ロス統計調査を構成する調査の一つと位置付けられた。また、本調査の実施に当たり、食品産業における食品廃棄物の廃棄状況のみを把握することを目的とした（2）～（5）の調査については、暫定的に休止とされた。その後、農林水産省の食料関係施策において、食品廃棄物について、その抑制・減量化以上に再生利用が重視されるようになったこと等を背景として、（1）及び（2）の調査は平成22年度以降不定期実施に、また、（3）～（5）は17年度に廃止された。しかし、本調査は、食品ロス統計調査の調査体系の中に組み込まれてはいるものの、目的や調査内容が異なっており、また、結果公表に際して、「食品循環資源の再生利用等実態調査」という名称が使用され、食品ロス統計調査という調査名は使用されておらず、独立した扱いとなっていることから、平成23年度調査において、食品ロス統計調査から独立した形にすることとした。なお、本調査については、平成19年の法の改正により設けられた定期報告制度



(同法第9条第1項。食品廃棄物等の年間発生量が100トン以上の企業が対象)の創設により、食品循環資源の再生利用等の実態については、同報告だけのおおむね把握できることとなったことから、平成21年度以降に実施された本調査については、周期的な実施を認めず、必要があると認められる場合に、その都度1回限りの実施を承認している。今回の調査は、平成27年秋頃に予定している「食品循環資源の再生利用等実施率」の目標値の改定に係る検討のため、食品循環資源の再生利用等の実態を詳細に把握する必要があることから、平成26年度1回限りの統計調査として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 食品循環資源の再生利用等実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(平成27年3月31日)

【調査票名】 1 - 食品循環資源の再生利用等実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「農畜産物・水産物卸売業」、「食料・飲料卸売業」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「その他の飲食料品小売業」、「宿泊業」(「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「その他の宿泊業」を除く。 ) 「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「結婚式場業」 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,187/1,150,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年度(平成25年4月1日~平成26年3月31日)の1年間 (系統)調査票の配布:農林水産省-報告者、調査票の回収:報告者-地域センター等-農林水産省

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成26年7月下旬~8月下旬

【調査事項】 1.食品廃棄物等の発生状況、2.事業活動に伴う売上高、又は客数、3.食品廃棄物等の年間発生量、4.再生利用の実施量、5.熱回収の実施量、6.減量の実施量、7.廃棄物としての処分量

【調査名】 障害福祉サービス等経営実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月11日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【目的】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費や訓練等給付費、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等については、「サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」から政令で定める利用者負担を控除した額と定められており、おおむね3年ごとに行う障害福祉サービス等の報酬改定に際しては、「サービス等に通常要する費用」を把握する必要がある。本調査は、障害福祉サービス事業所等の経営状況を調査し、「サービス等に通常要する費用」を把握することを目的とする。

【沿革】 平成20年度から調査が開始された。平成23年度に、3つの調査票（法人全体票、個別票及び訪問介護票）が1つの調査票に統合された。

【調査の構成】 1 - 障害福祉サービス等経営実態調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成26年8月、報告書：平成27年3月）

【調査票名】 1 - 障害福祉サービス等経営実態調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）施設及び事業所 （属性）1．障害者支援施設・障害福祉サービス（1）介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）（2）訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）（3）相談支援（計画相談支援、地域相談支援）  
2．障害児入所施設・障害児通所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）（抽出枠）平成25年4月1日現在の障害福祉サービス事業所等を都道府県に照会し作成した名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）17,499 / 106,621 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年度（項目によっては、平成26年3月1日現在等）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年4月1日～6月6日

【調査事項】 1．施設・事業所に関する事項（1）定員、（2）実利用者数、（3）延利用者数、（4）開所日数、（5）事業活動収支状況等、2．従事者に関する事項（1）職種別の常勤換算人数、（2）給与・手当の状況等

【調査名】 国民年金被保険者実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月17日

【実施機関】 厚生労働省年金局事業企画課調査室

【目的】 本調査は、国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和62年に開始された。

【調査の構成】 1 - 国民年金被保険者実態調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成27年10月、詳細：平成27年12月）

【調査票名】 1 - 国民年金被保険者実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成26年調査については、調査の実施が困難と考えられるため、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を調査の対象から除外する。）（単位）個人（属性）平成26年3月31日現在において国民年金第1号被保険者であった者（抽出枠）国民年金被保険者ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）60,000 / 18,000,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査日時点（一部調査事項については、平成26年3月31日現在、25年4月から26年3月までの期間、報告者が20歳であった時点から調査日時点までの期間）（系統）調査票の配布：厚生労働省 - 日本年金機構 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 厚生労働省

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年10月

【調査事項】 1. 就業及び就学の状況、2. 世帯の状況（消費支出額、生命保険支出額等）、3. 国民年金に関する納付状況、4. 国民年金に関する意識

【調査名】 海外現地法人四半期調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月17日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

【目的】 我が国企業の海外事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策立案に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成9年（4～6月）から開始された。平成13年に「産業経済動向調査」と統合され、平成15年に本社企業調査票を廃止し、調査の名称が「海外現地法人四半期調査」に変更された。また、平成23年（4～6月）から調査方法について、従前の郵送調査にオンライン調査が追加された。

【調査の構成】 1 - 海外現地法人四半期調査票

【公表】 インターネット（提出期限の翌月下旬頃）

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、及び、報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 海外現地法人四半期調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）海外に現地法人（1．製造企業、2．従業者50人以上、3．本社企業の出資比率（直接及び間接）が50%以上）を有する我が国企業のうち、資本金1億円以上かつ従業者50人以上の企業（金融・保険業及び不動産業を除く。）（抽出枠）海外事業活動基本調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,400 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）各四半期の最終月末日（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（実施期日）調査四半期の最終月の翌々月の中旬

【調査事項】 1．海外現地法人企業の売上高、2．有形固定資産（土地を除く）の取得額、3．従業者数の実績値及びそれぞれの見通しについて

【調査名】 受療行動調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月24日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 本調査は、全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を患者から調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成8年から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 外来患者票 2 - 入院患者票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：調査実施年度の翌年度10月、報告書：調査実施年度の翌年度2月）

【調査票名】 1 - 外来患者票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）病院の外来を受診した患者（抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）127,000 / 1,219,000（配布）調査員（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）平成26年10月21日～10月23日の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日（系統）調査票の配布：厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者、調査票の回収：報告者 - （調査員） - 保健所 - （保健所設置市・特別区） - 都道府県 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）平成26年11月28日

【調査事項】 1.性別、2.生年月日、3.診察等までの待ち時間、4.診察時間、5.来院の目的、6.診察等の内容、7.医師から受けた説明の程度、8.病院を選んだ理由、9.入院の有無、10.外来の受診頻度、11.満足度等

【調査票名】 2 - 入院患者票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）病院に入院中の患者（抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）66,000 / 932,000（配布）調査員（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）平成26年10月21日～10月23日の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日（系統）調査票の配布：厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者、調査票の回収：報告者 - （調査員） - 保健所 - （保健所設置市・特別区） - 都道府県 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）平成26年11月28日

【調査事項】 1.性別、2.生年月日、3.病院を選んだ理由、4.緊急入院・予定入

院、5 .入院までの期間、6 .医師から受けた説明の程度、7 .今後の治療・療養の希望、8 .満足度 等

【調査名】 労使関係総合調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月26日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

【目的】 1 - 労働組合基礎調査は、我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。2 - 労使コミュニケーション調査は、労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和22年に実施された「労働組合調査」及び23年から毎年実施された「労働組合基本調査」を前身としており、58年に、47年及び52年に実施された「労使コミュニケーション調査」を統合し、以後、「労使関係総合調査」として毎年実施されている。なお、本調査は、平成24年までは、毎年実施される「労働組合基礎調査」と、5つのテーマを5年周期で実施するローテーション調査（1．労働組合活動実態調査、2．労働協約等実態調査、3．団体交渉と労働争議に関する実態調査、4．労働組合実態調査、5．労使コミュニケーション調査）の6つの調査により構成されていたが、平成25年調査からは、毎年実施される「労働組合基礎調査」と、3つのテーマを5年周期で実施するローテーション調査（1．労働組合の活動等に関する実態調査、2．労使間の交渉等に関する実態調査、3．労使コミュニケーション調査）の4つの調査の構成により実施されている。

【調査の構成】 1 - 労働組合基礎調査票 2 - 労使コミュニケーション調査（事業所票）  
3 - 労使コミュニケーション調査（労働者票）

【公表】 インターネット及び印刷物 1 - 労働組合基礎調査（概要：調査実施年の12月中旬、詳細：調査実施翌年の3月下旬） 2 - 労使コミュニケーション調査（概要：平成27年6月下旬、詳細：平成27年11月中旬）

【調査票名】 1 - 労働組合基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）労働組合 （属性）すべての産業の労働組合とする。（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む。）ただし、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査（国土交通省）の結果を利用する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）66,000 （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員・オンライン （記入）自計・他計 （把握時）調査実施年の6月30日現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月1日～7月20日

【調査事項】 1.労働組合の種類、2.存廃等区分、3.新設又は解散等の理由、4.適用法規、5.労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6.労働組合事務所の所在地、7.男女別労働組合員数、8.直上組合の名称及び所在地、9.労働組合本部の名称及び所在地、10.労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、11.企業の名称、12.企業の全常用労働者数、13.加盟上部組合の組織系統、14.構成組合の名称、所在地及び労働組合員数(ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。)

【調査票名】 2 - 労使コミュニケーション調査(事業所票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(抽出枠)平成24年経済センサス-活動調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,500/270,200 (配布)郵送・職員 (収集)郵送・職員 (記入)自計 (把握時)平成26年6月30日 (系統)厚生労働省-都道府県-労政主管事務所-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年7月1日～7月20日

【調査事項】 1.事業所の属性に関する事項(1)事業所が属する企業規模、(2)事業所の常用労働者数、(3)正社員以外の労働者の有無、(4)労働組合の有無、2.労使コミュニケーション全般に関する事項、(1)労使コミュニケーションを重視する内容、(2)労働条件の個別的決定の対象となる労働者割合の増減、3.労使協議機関に関する事項、(1)労使協議機関の有無、(2)労使協議機関の設置の根拠、(3)下部組織としての専門委員会の有無及び取り扱う事項、(4)労使協議機関の開催形態、(5)正社員以外の労働者の従業員代表の有無及び従業員代表の労働者の就業形態、(6)労使協議機関に付議する事項、(7)労使協議機関の成果の有無及び成果の内容、4.職場懇談会に関する事項、(1)職場懇談会の有無及び開催の有無、(2)職場懇談会における話合い事項、(3)職場懇談会の成果の有無及び成果の内容、(4)正社員以外の労働者の参加の有無及び参加した労働者の就業形態、5.苦情処理に関する事項、(1)苦情処理機関の有無及び種類、(2)正社員以



外の労働者の苦情処理機関利用資格の有無及び利用資格がある労働者の就業形態、(3) 苦情処理機関の利用の有無及び解決状況、(4) 苦情の内容、6. 外部の機関等の利用に関する事項、(1) 外部機関等の利用の有無及び利用した機関の種類、(2) 今後の外部の機関等の利用の有無及び利用しない理由、7. 労使機関についての認識、(1) 労使機関についての認識

**【調査票名】** 3 - 労使コミュニケーション調査 (労働者票)

**【調査対象】** (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用される常用労働者。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」 (抽出枠) 事業所調査の調査対象事業所

**【調査方法】** (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,400 / 25,209,200 (配布) 郵送・職員 (収集) 郵送・職員 (記入) 自計 (把握時) 平成26年6月30日 (系統) 厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 報告者

**【周期・期日】** (周期) 5年 (実施期日) 平成26年7月1日～7月20日

**【調査事項】** 1. 個人の属性に関する事項 (1) 性別、(2) 年齢階級、(3) 勤続年数階級、(4) 職種、(5) 就業形態、(6) 役職、2. 労使コミュニケーション全般に関する事項 (1) 労使コミュニケーションの良好度、(2) 労使コミュニケーションを重視する内容、3. 労働組合に関する意識 (1) 労働組合の有無及び加入状況、(2) 労働組合の必要度及び労使コミュニケーションにおいて期待する役割、(3) 企業外の労働組合への加入の有無、4. 労使協議機関に関する事項 (1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の協議内容等の認知方法、(3) 労使協議機関の協議内容等の認知の程度、5. 個人の処遇等に関する事項 (1) 不平や不満の伝達の有無、(2) 不平や不満の内容、(3) 不平や不満の伝達方法、(4) 不平や不満の伝達結果、(5) 不平や不満を伝達しなかった理由

【調査名】 職種別民間給与実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月31日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課

【目的】 本調査は、適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年のみ2回）実施されている。昭和39年までは事業所規模50人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和40年以降は、事業所規模50人以上かつ企業規模100人以上を対象に調査している。その後、平成18年以降は企業規模を従業員50人以上に引き下げて調査を実施している。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 初任給調査票 2 - 事業所票（1） 3 - 事業所票（2） 4 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の8月、詳細：調査実施年の10月）

【調査票名】 1 - 初任給調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）  
職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,400/55,000 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）

人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日～同年6月中旬

【調査事項】 1. 本年の採用状況、2. 職種別・学歴別の採用者数及び初任給月額

【調査票名】 2 - 事業所票（1）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」<sub>Ⓜ</sub>、「漁業」<sub>Ⓜ</sub>、「鉱業、採石業、砂利採取業」<sub>Ⓜ</sub>、「建設業」<sub>Ⓜ</sub>、「製造業」<sub>Ⓜ</sub>、「電気・ガス・熱供給・水道業」<sub>Ⓜ</sub>、「情報通信業」<sub>Ⓜ</sub>、「運輸業、郵便業」<sub>Ⓜ</sub>、「卸売業、小売業」<sub>Ⓜ</sub>、「金融業、保険業」<sub>Ⓜ</sub>、「不動産業、物品賃貸業」<sub>Ⓜ</sub>、「学術研究、専門・技術サービス業」<sub>Ⓜ</sub>、「宿泊業、飲食サービス業」<sub>Ⓜ</sub>、「生活関連サービス業、娯楽業」<sub>Ⓜ</sub>、「教育、学習支援業」<sub>Ⓜ</sub>、「医療、福祉」<sub>Ⓜ</sub>、「複合サービス事業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」<sub>Ⓜ</sub>、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」 （抽出枠）  
職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,400/55,000 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。） （系統）人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日～同年6月中旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（調査の前年8月から調査実施年の7月までの状況）、3. 「2」の該当月及び調査実施年4月の決まって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

【調査票名】 3 - 事業所票（2）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連

合等の関係機関、(4) 企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」(抽出枠)  
職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,400/55,000 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)調査年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。)(系統)人事院-人事院地方事務局(所)及び都道府県・市・特別区人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月1日~同年6月中旬

【調査事項】 1.本年の給与改定及び賞与の支給状況等、2.通勤手当の支給状況、3.家族手当の支給状況、4.異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況等、5.定年退職後の継続雇用制度等の状況、6.寒冷地手当の支給状況(北海道のみ)

【調査票名】 4-個人票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の 及び に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1.企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1)政府機関及びその関係機関、(2)地方公共団体及びその関係機関、(3)大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4)企業組合等、2.日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」(抽出枠)  
職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,400/55,000 (配布)

職員（取集）職員（記入）他計（把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）  
人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～同年6月中旬

【調査事項】個々の従業員（当項目に限り、定年退職し、新たな雇用契約により同一企業又はグループ企業に勤務する者を含む。）に係る以下の事項。1．年齢、学歴、性、2．決まって支給する給与総額、3．時間外手当額、4．通勤手当額

【調査名】 民間企業における役員報酬（給与）調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月31日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第二課

【目的】 本調査は、国家公務員指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するための資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和35年から開始された。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。平成26年度に実施する調査から、役員退職慰労金調査を廃止し、調査名を変更している。

【調査の構成】 1 - 調査票A（役員報酬（給与）調査） 2 - 調査票B（役員報酬（給与）調査）

【公表】

【調査票名】 1 - 調査票A（役員報酬（給与）調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く）「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,400 / 3,800 （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員 （記入）自計 （把握時）調査年の前年1年間（系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月上旬～6月末日

【調査事項】 1. 企業の名称、常勤従業員数、常勤の取締役数、産業大分類及び所在地域、2. 調査の前年（以下「前年」という。）における役名別年間報酬総額（賞与等を含む）及び人数、3. 前年における給与等の改定状況等（1）前年1月から12月までの間の報酬（給与）月額改定状況、（2）報酬（給与）月額のカット状況、（3）前年の年間賞与の支給状況、4. 調査年における給与等の改定状況等（1）調査年1月以降の報酬（給与）月額改定状況及びカット状況（予定を含む。）、（2）調査年の年間賞与の支給予定、5. 前年の年間賞与額、前年12月分の報酬（給与）月額等、6. 役員退職慰労

## 金の報酬繰入れ状況、7. 執行役員の契約関係等

【調査票名】 2 - 調査票 B (役員報酬(給与)調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。(医療法人・学校法人等を除く)「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」(抽出枠)職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,400/3,800 (配布)郵送・職員 (取集)郵送・職員 (記入)自計 (把握時)調査年の前年1年間 (系統)人事院 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月上旬～6月末日

【調査事項】 1. 企業の名称、常勤従業員数、産業大分類及び所在地域、2. 退職慰労金制度及び退職役員の状況、3. 役名別退職慰労金支給額及び退職時の報酬月額、4. 役員としての在任期間及び退職年月、5. 退職慰労金の支給方法及び支給基準

【調査名】 6次産業化総合調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月31日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 6次産業化業態別調査票：本調査は、農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を2010年世界農林業センサス結果を基に総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備するために実施する。漁業経営体等における6次産業化業態別調査票：本調査は、漁業者等による水産物加工の取組や水産物直売所を利用した消費者への直接販売の取組を調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備するために実施する。

【沿革】 本調査は、平成23年から開始されている。平成24年には漁業分野を対象に追加し、調査名を「6次産業化総合調査」に変更するとともに、調査の実施方法を民間委託方式から農林水産省地方組織を活用する郵送調査方式に変更。平成25年には、販売戦略実態調査票を廃止するとともに、標本設計方式の見直しによる調査対象数を実施。平成26年には、調査員調査を一部導入するとともに、オンライン調査を導入。

【調査の構成】 1 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農産加工・農産物直売所・観光農園用）2 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農家レストラン用）3 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農家民宿用）4 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（輸出用）5 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票（水産加工用）6 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票（水産物直売所用）

【公表】 インターネット及び印刷物「農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票」概要：調査実施年の翌年3月下旬、詳細：調査実施年の翌年8月下旬、「漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票」概要：調査実施年の翌年3月下旬、詳細：調査実施年の翌年8月下旬）

【調査票名】 1 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農産加工・農産物直売所・観光農園用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業者等 （属性）農産加工、農産物直売所及び観光農園を営んでいる農業経営体並びに農業協同組合等が運営する農産加工場及び農業共同組合等が開設する農産物直売所を対象とする。（抽出枠）平成23年度農業・農村の6次産業化総合調査及び母集団名簿



【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)2,756/26100(農産加工用)、4186/21200(農産物直売所用)、1705/8500(観光農園用) (配布)調査員・郵送・オンライン・職員 (収集)調査員・郵送・職員 (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年4月1日～3月31日 (系統)(配布)農林水産省-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者、(回収)農林水産省-地域センター等-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬～11月下旬

【調査事項】 1.農産加工・農産物直売所・観光農園の概要、事業内容・運用形態、2.農産加工(1)農産加工の販売金額、(2)年間稼働日数、(3)生産した加工品名、販売金額割合、(4)農産物加工品の販売状況(販売先別販売金額割合及び販売地域別販売金額割合、(5)加工原料の仕入状況(品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合、(6)他産業との連携の有無、(7)農産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、(8)経営方針の決定に参画している男女別従事者数、3.農産物直売所(1)農産物直売所の販売金額、(2)農産物の販売状況(品目別販売金額割合、品目別産地別販売金額割合、(3)営業期間、(4)農産物直売所における農産物、農産加工品の販売先、(5)農産物直売所の施設形態及び売場面積、(6)農産物直売所における購入者数、(7)農産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、4.観光農園(1)観光農園の販売金額、(2)取扱品目、(3)営業日数及び利用者数、(4)観光農園における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 2-農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票(農家レストラン用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業者等 (属性)農家レストランを営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営するレストランを対象とする。(抽出枠)平成23年度農業・農村の6次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)982/1,400 (配布)調査員・郵送・職員 (収集)調査員・郵送・職員 (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年4月1日～3月31日 (系統)(配布)農林水産省-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者、(回収)農林水産省-地域センター等-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬～11月下旬

【調査事項】 1.農家レストラン(1)農家レストランの運営形態、(2)農家レストランの販売金額、(3)営業日数及び利用者数、(4)食材の仕入状況(品目

別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合)、(5)農家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 3 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票(農家民宿用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農家民宿を営んでいる農業経営体を対象とする。(抽出枠)平成23年度農業・農村の6次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)662/1,800 (配布)調査員・郵送・職員 (収集)調査員・郵送・職員 (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年4月1日~3月31日 (系統)(配布)農林水産省-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者、(回収)農林水産省-地域センター等-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬~11月下旬

【調査事項】 1.農家民宿(1)農家民宿の運営形態、(2)農家民宿の販売金額、(3)営業日数及び宿泊者数、(4)食材の仕入状況(品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合)、(5)農家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 4 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票(輸出用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業者等 (属性)農産物の輸出を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等を対象とする。(抽出枠)平成23年度農業・農村の6次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)250 (配布)調査員・郵送・オンライン・職員 (収集)調査員・郵送・オンライン・職員 (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年4月1日~3月31日 (系統)(配布)農林水産省-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者、(回収)農林水産省-地域センター等-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬~11月下旬

【調査事項】 1.輸出(1)輸出事業の運営形態、(2)農産物の輸出金額、(3)輸出手続きの実施者、(4)農産物の輸出状況(品目別の輸出金額、輸出量、相手国名及び相手国別輸出金額割合)、(5)輸出事業における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 5 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態

別調査票（水産加工用）

【調査対象】（地域）全国（単位）漁業者等（属性）海面漁業経営体並びに沿海地区の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が運営する水産加工場（抽出枠）平成24年度漁業・漁村の6次産業化調査及び母集団名簿

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）820/1,600（配布）調査員・郵送・オンライン・職員（収集）調査員・郵送・オンライン・職員（記入）併用（把握時）調査実施年の前年4月1日～3月31日（系統）（配布）農林水産省-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者、（回収）農林水産省-地域センター等-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～11月下旬（ただし、漁業センサス実施年は8月上旬～9月下旬）

【調査事項】1.水産加工（1）水産加工の運営形態、（2）水産加工品の販売金額、（3）年間稼働日数、（4）生産した加工品名及び販売金額割合、販売先別販売金額割合、（5）加工原料の仕入状況（品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合）（6）水産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】6-漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票（水産物直売所用）

【調査対象】（地域）全国（単位）漁業者等（属性）海面漁業経営体、漁業協同組合等が運営する水産物直売所（抽出枠）平成24年度漁業・漁村の6次産業化調査及び母集団名簿

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）483/700（配布）調査員・郵送・オンライン・職員（収集）調査員・郵送・オンライン・職員（記入）併用（把握時）調査実施年の前年4月1日～3月31日（系統）（配布）農林水産省-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者、（回収）農林水産省-地域センター等-報告者、農林水産省-地域センター等-調査員-報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～11月下旬（ただし、漁業センサス実施年は8月上旬～9月下旬）

【調査事項】1.水産物直売所（1）水産物直売所の運営形態、（2）水産物直売所の販売金額、（3）品目別販売金額割合、品目別産地別販売金額割合、（4）営業期間、施設形態、売場面積及び購入者数、（5）水産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査名】 建築物リフォーム・リニューアル調査 平成26年試験調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年3月31日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室

【目的】 建築物リフォーム・リニューアル調査（以下「本体調査」）は、建築物リフォーム・リニューアル工事の動態（受注額、工事内容等）を把握することを目的として、平成21年から半年周期で実施している。しかし、本体調査は、建築物リフォーム・リニューアル工事の受注額を、投資部分とそれ以外の部分に区分していないため、当該データが、国民経済計算や、建設総合統計に活用されていない。具体的には、国民経済計算において、民間住宅のリフォーム投資額が反映されておらず、また、建設総合統計において、民間・公共建築物（住宅及び非住宅）のリフォーム投資額が反映されていない。このようなことから、今般、国民経済計算及び建設総合統計に、上記の反映されていない部分を反映するため、内閣府における国民経済計算の基準改定の作業スケジュールを踏まえ、建築物リフォーム・リニューアル調査の受注額を投資部分とそれ以外の部分に区分するための建築物リフォーム・リニューアル調査 平成26年試験調査（以下「試験調査」）を実施するものである。

【調査の構成】 1 - 住宅調査票、2 - 非住宅調査票

【公表】 インターネット

【調査票名】 1 - 住宅調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設許可業者のうち、建設工事施工統計調査において、住宅に係る「建築工事・建築設備工事」の前々年度施工実績のある業者（抽出枠）建設工事施工統計調査の回答者のうち住宅に係る建築工事・建築設備工事の施工実績のある者を対象者名簿とし、業種別、住宅に係る建築工事・建築設備工事の完成工事高別に層化を行い、無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/81,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日から平成26年3月31日 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年7月中旬から8月上旬

【調査事項】 1. 企業の概要（企業名称、所在地、建設業許可番号、連絡先）、2. 住宅にかかる元請受注件数、元請受注高（改装等工事のうち維持修理工事分）、3. 建築物リフォーム・リニューアル工事の受注内容（建築工事届の提出の有無、維持修理工事であるかの確認）

**【調査票名】** 2 - 非住宅調査票

**【調査対象】** (地域)全国 (単位)企業 (属性)建設許可業者のうち、建設工事施工統計調査において、非住宅に係る「建築工事・建築設備工事」の前々年度施工実績のある業者 (抽出枠)建設工事施工統計調査の回答者のうち非住宅に係る建築工事・建築設備工事の施工実績のある者を対象者名簿とし、業種別、非住宅に係る建築工事・建築設備工事の完成工事高別に層化を行い、無作為抽出する。

**【調査方法】** (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/54,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日から平成26年3月31日 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

**【周期・期日】** (周期)1回限り (実施期日)平成26年7月中旬から8月上旬

**【調査事項】** 1.企業の概要(企業名称、所在地、建設業許可番号、連絡先)、2.建築物リフォーム・リニューアル工事の受注内容(建築工事届の提出の有無、維持修理工事あるかの確認)

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 地域ブランドベンチマーク調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月3日

【実施機関】 福井県観光営業部ブランド営業課ブランド推進グループ

【目的】 本調査は、ふくいブランド推進施策の立案に向けて現状分析の精度を高めるとともに、ふくいブランドの核となる地域ブランドを創造するため、県外消費者に対し地域ブランドのブランド力を調査し、施策の評価、分析、立案につなげるための参考資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 地域ブランドベンチマーク調査

【調査票名】 1 - 地域ブランドベンチマーク調査

【調査対象】 （地域）関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、中京地区（愛知県、岐阜県、三重県）、関西地区（大阪府、京都府、兵庫県）（単位）（属性）インターネット調査業者（委託業者）に登録する者（抽出枠）受託業者に登録する者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000 / 15,000（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成26年3月1日（系統）福井県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）3月中

【調査事項】 福井県の観光地の認知度など

【調査名】 少子化に関する県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月17日

【実施機関】 岐阜県環境生活部少子化対策課

【目的】 本調査は、岐阜県における子育ての現状や少子化対策に関する県民の意識やニーズ等を把握し、少子化対策推進基本計画改定や施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 少子化に関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 少子化に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）個人 （属性）岐阜県内に居住する満20歳～49歳の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 2,070,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年3月1日 （系統）岐阜県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成26年3月20日～平成26年4月18日

【調査事項】 1 . 結婚や子どもを持つことに対する意識、2 . 子育てに関する現状認識等少子化に関する意識を問う設問

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月18日

【実施機関】 福井県人事委員会事務局給与・審査グループ

【目的】 本調査は、地方公務員の勤務条件を民間の従業員の勤務条件と比較検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年職種別民間給与実態調査附帯調査票

【調査票名】 1 - 平成26年職種別民間給与実態調査附帯調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所（抽出枠）職種別民間給与実態調査標本名簿（人事院作成）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）100 / 400 （配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査年の4月分の最終給与締切日現在（系統）福井県人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成26年05月01日～06月中旬

【調査事項】 1 . 通勤手当の状況



【調査名】 北九州市の情報化アンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月26日

【実施機関】 北九州市総務企画局情報政策室

【目的】 本調査は、市内の情報化実態を把握し、今後の地域情報化施策に関する方向性や施策の重点化などについて検討するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 北九州市の情報化アンケート調査票

【調査票名】 1 - 北九州市の情報化アンケート調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）市民 （属性）18歳以上の市民（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000/828,343 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年4月1日 （系統）北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成26年4月21日～平成26年5月16日

【調査事項】 1.フェイス事項、インターネット利用状況、北九州市の情報化施策について、2.自由意見について

【調査名】 富山県鋳工業指数作成調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月28日

【実施機関】 富山県経営管理部統計調査課

【目的】 本調査は、富山県の鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 富山県鋳工業指数作成調査票

【調査票名】 1 - 富山県鋳工業指数作成調査票

【調査対象】 （地域）富山県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の「大分類E - 製造業」及び「大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業」に属する事業所並びに同分類に属する事業所のデータを取得している組合・団体、行政機関のうち統計調査課長が指定したもの（抽出枠）工業統計調査における出荷額等の構成比率（中分類ごと）の高い品目で、経済産業省生産動態統計調査や他省庁等の既存統計調査の対象となっていない品目を選定。（選定においては工業統計調査の調査票を使用）選定した品目について生産を行う事業所から、選定品目の生産額の県内構成比が高い事業所を工業統計準備調査名簿から有意抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）62 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）翌月25日 （系統）富山県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌月25日

【調査事項】 生産数量、出荷数量、在庫数量

( 2 ) 変更

【調査名】 「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月10日

【実施機関】 福井県教育庁義務教育課

【目的】 本調査は、英語と数学に習熟度別の少人数指導を導入する「中学校英数学力向上事業」の効果を測定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）「中学校英数学力向上事業」の対象校に所属する中学校3年生の生徒

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,300 （配布）教員 （取集）教員 （記入）自計 （把握時）調査実施期間中の任意の一日 （系統）福井県教育委員会 - 各市町教育委員会 - 対象中学校 - 報告者（生徒）

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）4月中旬～5月中旬、9月下旬～10月初旬

【調査事項】 1 .英語、数学の授業の理解度、2 .学校以外で英語に触れる機会の有無、3 .英語、数学の自宅での学習時間、4 .塾の利用状況

【調査名】 春季賃上げ要求・妥結状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月20日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課

【目的】 本調査は、新潟県内の中小企業を中心とした民間労働組合の賃上げ要求・妥結状況を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成12年から毎年実施。平成22年分の調査から、春季時短要求・妥結状況調査票を廃止するとともに、地域振興局ごとに作成していた春季賃上げ調査票の様式を統一、報告を求める事項の基準となる期日を変更。

【調査の構成】 1 - 春季賃上げ要求・妥結状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 春季賃上げ要求・妥結状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）労働組合 （属性）新潟県内の民間企業の労働者が組織する労働組合 （抽出枠）新潟県労働組合基礎調査における組合一覧

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）260 / 1,100 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）3月31日、4月20日、5月10日、5月31日、6月30日現在（計5回） （系統）新潟県労政雇用課 - 各地域振興局企画振興部（新潟、長岡、上越） - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）3月31日～6月30日

【調査事項】 1．組合名、組合員数、平均年齢、勤続年数及び基準内賃金額、2．賃上げ要求事項等、3．賃上げ妥結事項等

【調査名】 夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月20日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課

【目的】 本調査は、新潟県内の中小企業を中心とした民間労働組合の夏季一時金及び年末一時金の要求・妥結状況を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 平成22年に、従前から実施されていた「夏季一時金要求・妥結状況調査」に、別途実施していた「年末一時金要求・妥結状況調査」を統合したことに伴い、調査の名称を「夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査」に変更した。

【調査の構成】 1 - 夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）労働組合 （属性）新潟県内の民間企業の労働者が組織する労働組合 （抽出枠）新潟県労働組合基礎調査における組合一覧

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）260 / 1,100 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）夏季一時金要求・妥結状況調査：5月31日、6月15日、6月30日、7月20日、8月10日現在（計5回）、年末一時金要求・妥結状況調査：11月20日、12月5日、12月20日、12月31日現在（計4回） （系統）新潟県労政雇用課 - 各地域振興局企画振興部（新潟、長岡、上越） - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）夏季一時金要求・妥結状況調査：3月31日～8月10日、年末一時金要求・妥結状況調査：10月1日～12月31日

【調査事項】 1．組合名、組合員数、平均年齢、勤続年数及び基準内賃金額、2．夏季（年末）一時金の要求事項等、3．夏季（年末）一時金の妥結事項等

【調査名】 山口県鋳工業生産動態統計調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月27日

【実施機関】 山口県総合政策部統計分析課

【目的】 本調査は、鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山口県鋳工業生産動態統計調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者（24事業所から23事業所に変更）である

【調査票名】 1 - 山口県鋳工業生産動態統計調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の鋳業、採石業、砂利採取業又は製造業に属する事業所のうち知事が指定する事業所（抽出枠）"調査対象品目（工業統計調査における出荷額の構成比率の高い品目で、経済産業省生産動態統計調査や他省庁の既存統計調査の対象となっていない品目）について生産を行う代表的な（選定品目の出荷比率が高いもの）事業所を選定。

"

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）24 / 3,800 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）山口県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌月15日

【調査事項】 1．生産数量、2．出荷数量、3．在庫数量

【調査名】 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月27日

【実施機関】 静岡市保健福祉局福祉部障害者福祉課

【目的】 本調査は、障がいのある人が住み慣れた地域社会で自立した日常生活又は社会生活を営み、積極的な社会参加を推進するとともに、障がいを理由として差別することがない地域社会の実現を目指す計画を策定するに当たり、障がいのある人や保護者の皆さまの日常生活の状況やご意見をお伺いし、また、市民の障がいや障がい福祉施策に対する意識等を把握することを目的として、実施するものである。

【調査の構成】 1 - 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査調査票（障がいのある人用）、2 - 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査調査票（一般用）

【調査票名】 1 - 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査調査票（障がいのある人用）

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）障がいのある人（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者）（抽出枠）各手帳の所持者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000/33,463 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年4月1日 （系統）調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年4月30日～平成26年5月30日

【調査事項】 1. 障害の程度や日常生活、2. 障害福祉サービスの利用や施策について

【調査票名】 2 - 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査調査票（一般用）

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）18歳以上の人（静岡市に住む人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しない人）（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/609,071 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年4月1日 （系統）調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年4月30日～平成26年5月30日

【調査事項】 1. 障がいや介護の状況や日常生活、2. 障がいのある人との関わりや施策について

【調査名】 岩手県生産動態統計調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年3月28日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 本調査は、岩手県内における鉱工業生産動向を早期かつ総合的に把握し、産業経済振興の基礎資料とするため「岩手県鉱工業生産指数」を毎月作成・公表しているが、経済産業省生産動態統計調査において本県で対象となっていない品目があることから、その実態について把握しようとするを目的とする。

【調査の構成】 1 - 岩手県生産動態統計調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲（属性的範囲）報告を求める者（数及び選定の方法）報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 岩手県生産動態統計調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）の大分類中、C - 鉱業・採石業・砂利採取業、E - 製造業に属する事業所のうち、調査指定品目を生産する事業所及び岩手県鉱工業生産指数を作成するために必要となる参考品目を扱う団体・行政機関（抽出枠）平成22年工業統計調査の結果から、製造品出荷額の多い事業所を有意抽出する。

【調査方法】 （選定）調査指定品目：有意抽出、参考品目：全数 （客体数）調査指定品目：50 / 700、参考品目：4団体、4行政機関 （配布）調査員・郵送（取集）調査員・郵送（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）岩手県 - （統計調査員） - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月（平成26年4月調査以降）（実施期日）翌月10日（調査員経由は翌月5日まで）

【調査事項】 1 . 生産品の月間生産高及び月間出荷高並びに月末在庫高、2 . 原材料の月間受入高、月間投入高、月間消費高及び他工場への引渡高並びに月末在庫高、3 . 月末現在従業者数